

## 国立大学法人小樽商科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程

(平成27年3月2日制定)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における研究活動等の不正行為防止に関し必要な事項を定め、その運営及び管理の適正化を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、府省等の公的機関から配分される競争的資金を中心とした研究費、運営費交付金、寄附金、補助金並びに委託費等を財源として本学が扱う全ての経費をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（外部資金等を用いた場合の支援者への申請、報告を含む。）及び公的研究費の使用における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語の使用に関し、当該研究者の承諾又は適切な表示を行うことなく流用すること。
- (4) 公的研究費の不正使用 法令、研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）の規程及び本学の規程等に反した不適切な研究費の受給、管理及び執行。
- (5) その他 研究成果の二重投稿、不適切なオーサーシップ等
- (6) 本項第1号から第5号以外に、研究倫理に反すること。

3 この規程において「構成員」とは、役員、教育職員、研究者（共同研究を行う民間企業からの出向者等を含む。）、技術職員、事務職員、有期雇用職員、パートタイム職員（TA、RAを含む。）、大学院学生、専門研究員（国立大学法人小樽商科大学専門研究員実施要項第2条第1項に規定）及び資金配分機関から競争的資金の配分を受けた学生等、本学の運営管理等に携わる全ての者をいう。

4 この規程において「コンプライアンス教育等」とは、コンプライアンス教育及び研究倫理教育双方をいう。

- (1) コンプライアンス教育 本学の不正防止に関する方針及び各種規則等を構成員に周知するための教育をいう。
- (2) 研究倫理教育 論文及び研究成果を発表する研究活動に携わる者が、知っておくべき内容及び倫理観について周知するための教育をいう。

5 この規程において「研究データ」とは、外部に発表する論文及び研究成果（以下「研究成果」という。）を導出するために必要とした各種データ等のことをいう。

## 第2章 組織の責任体制

### (最高管理責任者)

第3条 本学における不正行為防止等に関する総括を行い、公的研究費の運営・管理における最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の適切な運営・管理を行えるよう、必要な装置を講じるものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者から当該年度の不正防止に関する取組状況等について報告を求め、その進捗を把握するとともに、必要に応じて基本方針の見直しを図るものとする。

### (統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究活動等の不正行為防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、理事（総務・財務担当副学長）をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正行為防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施するとともに、その実施状況を確認し、最高管理責任者に報告するものとする。

### (コンプライアンス推進責任者)

第5条 研究活動等の不正行為防止について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 当該部局等における対策を実施するとともに、その実施状況を確認し、統括管理責任者に報告するものとする。

(2) 研究活動等の不正行為防止を図るため、部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育等を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 当該部局等における公的研究費の運営・管理が適正であるかモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進副責任者を置き、事務局長をもって充てる。

4 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の職務を助けるものとする。

5 本条第1項に定めるコンプライアンス推進責任者をもって、本学の研究倫理教育について指揮監督を行う研究倫理教育責任者とする。

### 第3章 適正な運営・管理のための環境整備と構成員の意識向上

#### (環境整備の指針)

第6条 研究活動等の不正行為防止に関する各種規程等及び体制の整備にあたっては、業務の実態と職務権限等に乖離がないか、構成員にとってわかりやすいルールであるかを定期的に確認し、必要に応じて適切に見直しを行い、構成員に周知を図るものとする。

2 研究活動等の不正行為防止に関する取組及び規則等について、学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。（別表第1））を設置し、担当係等を公開するものとする。

3 研究活動等の不正行為防止に関する本学の管理運営体制、関係規則等並びに各種取組等については、積極的にホームページにより学内外に情報を公開するものとする。

#### (経理事務)

第7条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、会計規程等により取り扱うものとする。

#### (行動規範)

第8条 不正行為を防止するため、構成員の行動規範を公開するものとする。

#### (コンプライアンス教育等の実施)

第9条 不正行為を防止するため、構成員に研究活動等の不正行為防止のための研修を受講させるものとする。

#### (構成員の責務)

第10条 構成員は、小樽商科大学における研究活動に係る行動規範及び国立大学法人小樽商科大学職員倫理規程を遵守し、研究及び職務に係る高い倫理観を保持し不正行為等を行ってはならない。

2 不正行為等を防止するために学内規則を遵守するとともに、コンプライアンス推進責任者の指示に従わなければならない。

3 構成員となった時点で本学が定める不正行為防止のための教育を必ず受けるものとし、それ以降も最高管理責任者が指定する教育を定期的に受けなければならない。

4 前項で定める教育を最初に受ける際に教育内容を理解し不正を行わないこと等を明記した誓約書（別記様式第1号）を最高管理責任者に提出しなければならない。

5 研究者は一定期間研究データを保存し、必要な場合は開示しなければならない。

6 研究者は一定期間研究データを保存せずに、故意に破棄したり、不適切な管理により紛失してはならない。

#### (懲戒処分等)

第11条 最高管理責任者は、構成員が前条に挙げる事項に反した場合、教員就業規則第35条から第38条及び事務職員就業規則第39条から第42条の規定に基づき、懲戒処分等を行うものとする。

(取引業者からの誓約書の徴取)

第12条 構成員と取引業者の癒着を防止するため、取引業者に誓約書(別記様式第2号)を提出させ、原則当該誓約書の提出があった業者を対象として取引を行うものとする。

#### 第4章 不正行為及び不適切行為に係る通報、調査及び処分

(通報窓口の設置)

第13条 不正行為等に関する通報又は相談(以下「通報等」という。)を行う者(以下「通報者」という。)からの通報等は通報窓口(別表第2)で受け付けるものとする。

(通報等の取扱)

第14条 不正行為等があると思料する者は、通報窓口を通じ、通報等を行うことができる。

2 通報等は、電子メール、書面、電話、ファクシミリ又は面談によるものとする。

3 通報等は原則として通報者の氏名、所属、住所等並びに不正行為等の存在を客観的な根拠とともに示されるもののみを受け付ける。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。

4 通報者に対しての本規程に規定する通知及び報告は通報窓口を通じて行うものとする。

5 通報窓口は、匿名による通報があったときは、不正行為等の存在を客観的な根拠とともに示されるもののみ受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規程に規定する通知及び報告は行わないものとする。

6 報道、会計検査院及び学会等の研究コミュニティ等の外部機関から不正行為等の疑いが指摘されたときは、第3項に規定する通報を受け付けたものとして取扱うものとする。

7 インターネット上に本学に係る不正行為等の疑いが掲載されていることを本学が独自に把握した場合は、第3項に規定する通報を受け付けたものとして取扱うものとする。

8 本学以外の機関に係る内容の通報等があった場合には、当該機関へ回付するものとする。

9 通報の意思を明示しない相談の場合、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意志があるか否か確認するものとする。これに対して通報の意思表示がなされない場合にも、最高責任者の判断で調査を開始することができる。

10 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行うものとする。

11 本規程対象外の通報内容については、しかるべき組織等に回付するものとする。

(通報者・被通報者の取扱)

第15条 最高管理責任者は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報等についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよ

う、関係者の秘密保持を徹底する。

2 最高管理責任者は、悪意（被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えること及び被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対し審査終了までは、解雇、降格、減給、その他の不利益な取扱は行わないものとする。

3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に対し審査終了までは、研究活動を全面的に禁止してはならない。また、同様に解雇、降格、減給、その他の不利益な取扱は行わないものとする。

（通報等の報告及び予備調査）

第16条 通報窓口担当者は、通報等を受け付けた場合、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告し、情報共有を図るものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について受け付けることが妥当と判断した場合は、統括管理責任者、被通報者の所属する学科、専攻、センター等（以下「学科等」という。）の長及びその他最高管理責任者が指名するものに予備調査を行わせるものとする。最高管理責任者が研究費の不正使用に関する通報と判断した場合は、事務局長を予備調査に加える。ただし、通報者、被通報者と利害関係がある者は調査から除外する。

3 最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があった場合は、当該通報等の信憑性、内容の合理性、研究データの保存期間を超えるか否かなど調査可能性等について調査を行い、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、通報等の受付から30日以内に通報等の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を資金配分機関等及び文部科学省（以下「関係機関」という。）に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者及び被通報者に通知し、調査への協力を求める。なお、被通報者が本学以外の機関に所属している場合には当該機関にも通知する。

6 最高管理責任者は、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、資金配分機関等及び通報者の求めに応じ開示するものとする。

（不正調査委員会）

第17条 最高管理責任者は、前条第5項において調査の実施を決定したときは、通報等があった日から44日以内に最高管理責任者のもとに不正調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

2 委員会は、統括管理責任者及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は本学に属さない外部有識者とする。

（1）本学役員、教職員の中から最高管理責任者が指名する者 若干名

(2) 弁護士，公認会計士，当該被通報者に係る分野の研究経験を有する者等，最高管理責任者が指名する学外の有識者 若干名

3 前項の委員のうち，学外の有識者については本学，通報者及び被通報者と直接の利害関係がない者とする。

4 委員会に委員長を置き，本条第2項の委員の中から最高管理責任者が指名する者をもって充てる。

5 最高管理責任者は委員会を組織した後，被通報者を含む調査の対象者等（以下「調査対象者」という。）及び通報者に委員の氏名，所属等を含む委員会構成を通知することとする。

6 調査対象者及び通報者は，委員会構成の公正性に問題があると判断した場合，委員会構成の通知日から7日以内であれば異議の申立てができる。最高管理責任者はその内容を確認し，妥当と認めた場合委員会の委員を変更するとともに，その旨を調査対象者及び通報者に通知する。

(守秘義務)

第18条 委員会の構成員及びその他本規程に基づき，不正行為等の調査に関係した者は，その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査の実施)

第19条 委員会は，不正行為等について，不正行為等の事実の有無，その内容，関与した者及びその関与の程度，不正使用の相当額等を調査するものとする。また，内容により調査対象者の他事案における不正行為等の有無について調査すべきと思料される場合は，通報等があった事案以外の調査も行うものとする。

2 委員会は，調査の実施に際し，調査方針，調査対象，調査方法等について関係機関に報告し，協議しなければならない。

3 委員会は，調査対象者に対し関係資料の提出，事実の証明及びその他事項について必要な調査を行うものとする。この際，調査対象者の弁明の聴取が行われなければならない。

4 委員会は，関連する学科等に対し，調査協力等適切な対応を指示することができる。

5 委員会は，必要な範囲で，調査対象者に対し調査事案に関係する公的研究費の使用停止や研究活動の停止を命ずることができる。

6 委員会は，調査にあたって，調査事案に係る資料等を保全する措置をとる。

7 前項の資料等が他の機関にあるときは，本学は，当該機関に対して資料等の保全を要請するものとする。

8 委員会は，調査にあたっては，公表前のデータ，論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が，調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(調査への協力等)

第20条 調査対象者は，委員会による事実の究明に協力するものとし，虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とし，本学の要請に対し誠実に対応しなければならない。

ない。

2 本学が調査機関とは異なる研究機関で、調査事案に係る研究活動が行われた研究機関であった場合、当該機関の要請に応じ、調査事案に係る資料等を保全するものとする。

(悪意に基づく通報)

第21条 委員会が、調査の過程において当該通報が悪意に基づくものであったと判断した場合は、直ちに調査を中止し、当該通報を悪意に基づくものと認定のうえ、最高管理責任者に報告しなければならない。なお、この認定を行うにあたっては、当該通報者に弁明の機会を与えなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、通報者（当該通報者が本学以外の機関に所属する者であった場合はその所属機関への通知を含む。）、被通報者並びに資金配分機関がある場合はその機関に通知するものとする。

3 第1項及び第19条による調査の結果、悪意に基づく通報であると認定された場合は、最高管理責任者は、必要に応じて、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発等適正な措置をとるものとする。

(認定)

第22条 委員会は、調査の結果に基づき、不正行為等の事実の有無、その内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について、本調査の開始から、研究における不正行為等にあつては150日以内、研究費の不正使用及び不適切使用にあつては90日以内に認定を行い、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を最高管理責任者に報告しなければならない。

2 前項の認定にあつては、委員会は、調査対象者の自認等を唯一の証拠とせず、第19条3項に定める調査対象者からの説明及び調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。

3 最高管理責任者は、第1項の報告に基づき、調査対象者（当該調査対象者が本学以外の機関に所属する者であった場合はその所属機関への通知を含む。）、及び通報者に対し、調査結果を通知するものとする。

4 最高管理責任者は、前項に定めるもののほか、関係機関に調査結果を報告するものとする。

(異議申立て)

第23条 不正行為と認定された調査対象者及び悪意に基づくものと認定された通報者は、前条第3項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に異議申立てを行うことができるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあつた場合は、最高管理責任者の判断により委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、異議申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他のものに審査をさせるこ

とができるものとする。

3 最高管理責任者は、第1項の異議申立てがあったときは、調査対象者又は通報者に通知し、関係機関に報告するものとする。異議申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

4 第2項の再調査の指示があった場合、委員会は再調査を行い、30日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を調査対象者、通報者に通知し、関係機関に報告するものとする。

6 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定した場合は、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者及び委員会に通知するものとする。

7 異議申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

#### (調査結果の報告)

第24条 委員会の委員長は、第21条及び第22条による調査結果の通知後、調査対象者及び通報者から異議申立てがなく、その内容が確定した場合、又は前条第1項による異議申立てに対し、同条第5項若しくは第6項の決定が行われた場合は、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

#### (措置)

第25条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を調査対象者及び通報者に通知するとともに、関係機関に対して、210日以内に関係者の処分、不正行為等の発生要因、調査対象者が関わる他事案の状況、再発防止策等必要事項をまとめ報告しなければならない。なお、上記の期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関等に提出しなければならない。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、関係機関へ報告しなければならない。

3 前2項のほか、資金配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況の報告及び中間報告を提出しなければならない。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出、閲覧又は現地調査の求めがあった場合は、これに応じなければならない。

4 最高管理責任者は、前3項による報告の結果、当該資金配分機関等から公的研究費の返還命令を受けたときは、調査対象者に当該金額を返還させるものとする。

5 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正行為等の関与を認定した者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された著者が本学研究者の場合は、教員就業規則等に定めるところにより必要な措置を行うとともに、論文等の取下げを勧告するものとする。

6 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正行為等が認められなかったときは、

研究活動の制限及び証拠保全の措置を解除するとともに、その旨を調査関係者に通知し、必要に応じて通報者及び調査対象者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

7 当該事案の内容について悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講じるものとする。

8 最高管理責任者は、調査の過程において本規程で規定する関係機関への最終報告期限を延長する合理的理由があると判断する場合は、関係機関と協議し、最終報告期限の延長が認められた場合のみ、その認められた期間を延長することができる。

(調査結果の公表)

第26条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正行為等があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、次の各号の調査結果を速やかに公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名、所属及び職名
- (2) 不正行為の内容
- (3) 調査結果の公表時までに行った措置の内容
- (4) 委員会委員の氏名、所属及び職名
- (5) 調査の方法及び手順
- (6) その他、最高管理責任者が必要と認めた事項

2 最高管理責任者は、不正行為等があったと認められなかったときは、調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、不正行為がなかったことその他の必要な事項を公表するものとする。

3 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。ただし、通報者又は被通報者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。

(委員会の事務)

第27条 委員会に関する事務は、学術情報課で行う。

## 第5章 研究データの保存及び公開

(機関としての取組)

第28条 本学の構成員及び学生が発表した研究成果に対する第三者の検証可能性を担保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、構成員に対し研究データの保存及び公開を義務付ける。

(保存する研究データ)

第29条 保存対象とする研究データは、構成員及び学生が外部に発表した研究成果に関するものとする。

2 構成員の研究成果に関する研究データとして保存するデータは、不正等を指摘された際に科学的根拠を持って不正が無いことを証明することができると思われるものを構成員が自ら決めるものとする。

3 学生の研究成果に関する研究データとして保存するデータは、前号の観点に準じ、指導教員の責任のもと決めることとする。

4 複数の研究者と共同で行った研究成果の研究データについては、本条第2項の観点に準じ、構成員が担当した部分について証明が可能な研究データを保存するものとする。

(研究データの保存期間)

第30条 前条で規定する研究データの保存期間は、研究成果の発表時点から原則5年とする。

2 研究分野の特性により、5年を超えた保存期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で構成員が自ら期間を定めることができる。

3 保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該データについてはその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、法令等の保存期間が5年未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合には、本条第1項の期間に準じて保存期間を定めることとする。

4 共同研究や外部から研究データを受領するにあたり、データの保存期間に関する契約若しくは定めが別途ある場合は、契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めることとする。

(研究データの公開等について)

第31条 構成員が発表した研究成果に対し、第三者より検証等の目的で研究成果及びその研究データ等に関して問い合わせがあった場合、構成員の責任で誠実かつ適切に対応する。

## 第6章 モニタリング等

(監査)

第32条 公的研究費の適正な管理のため、本学内部監査実施要項に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

2 経営監査室は、研究活動等リスク別対応計画の不正が発生しやすいリスクに着目し、監査計画を適切に立案し、実効性のあるモニタリング体制及び方法により監査を実施するものとする。

(体制の検証)

第33条 経営監査室は、内部監査実施要項に基づき、業務監査及び会計監査を実施するほか、監事及び行動計画推進部署等と連携して研究活動等の不正防止を推進するための体制について検証するものとする。

## 第7章 その他

(その他)

第34条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成27年3月2日から施行する。
- 2 小樽商科大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関するガイドライン（平成19年3月29日学長裁定）は、廃止する。

### 附 則

この規程は、平成28年3月14日から施行する。



(別記様式第2号)

# 誓約書

小樽商科大学長 殿

当社（当法人）は、国立大学法人小樽商科大学（以下「小樽商科大学」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

## 記

1. 小樽商科大学の規則等を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 小樽商科大学内部監査、その他の調査において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に可能な限り協力すること。
3. 不正が認められた場合は、物品供給等契約に係る取引停止等を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 小樽商科大学構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、小樽商科大学通報窓口に連絡すること。

平成 年 月 日

（住 所）

（社 名）

（代表者役職・氏名）

印

別表第1 相談窓口（第6条関係）

区分	相談内容	相談窓口担当
総合窓口	公的研究費の制度全般 研究活動等不正行為全般	学術情報課・研究支援係
研究等の応募・手続きに関する相談窓口	科学研究費助成事業 民間等との共同研究 受託研究 研究助成	学術情報課・研究支援係
研究費の使用に関する相談等窓口	物品及び役務契約	会計課・契約係
	旅費	会計課・会計係
	謝金	会計課・経理係
	図書（備品）の購入	学術情報課・図書係
	研究補助員等雇用	総務課・人事係

別表第2 通報窓口（第13条関係）

区分	通報内容	通報窓口担当
不正発見時通報窓口	研究費の不正使用 研究活動における不正	〈学内窓口〉事務局総務課（総務課長） <b>TEL : 0134-27-5203</b> <b>FAX : 0134-27-5213</b> <b>Email : tuho@office.otaru-uc.ac.jp</b>
		〈学外窓口〉龍山法律事務所（龍山聡弁護士） <b>TEL : 0134-64-5187</b> <b>FAX : 0134-24-2002</b>

(参考) 責任者等一覧

責任者等	職名等
最高管理責任者	学長
統括管理責任者	理事（総務・財務担当副学長）
コンプライアンス推進責任者 研究倫理教育責任者	副学長
コンプライアンス推進副責任者	事務局長